

神戸地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、神戸地区まちづくり協議会と称す。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、富士市さんどまき142 神戸まちづくりセンターに置く。

(目的)

第3条 本会は、地区住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、地区共通の課題の解決に努め、各種地区団体と密接な連携を図りながら、郷土愛を育みふれあいのあ
る心豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(性格)

第4条 本会は、地区住民により民主的に運営される自主的な組織とする。

(活動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地区の課題の把握や情報の発信
- (2) 地区の課題解決に向けての協議及び事業の実施
- (3) まちづくり地区行動計画の策定及びそれに基づく事業の実施
- (4) その他組織の目的達成のために必要な活動

(構成)

第6条 本会は、次に掲げる団体等で構成する。

- (1) 町内会連合会
- (2) 生涯学習推進会
- (3) 地域づくり推進会
- (4) 女性の会
- (5) 健康推進員
- (6) 福祉推進会
- (7) 男女共同参画推進員

- (8) 神戸小学校
- (9) 神戸小学校PTA
- (10) 神戸児童クラブ
- (11) 校区子ども会世話人連合会
- (12) 吉原北中学校
- (13) 吉原北中学校PTA
- (14) 青少年指導委員
- (15) 交通安全協会神戸分会
- (16) 交通安全指導員
- (17) 消防団第6分団
- (18) 防犯推進会
- (19) 私設消防隊（神戸・今宮）
- (20) 自主防災会（神戸1丁目・神戸2丁目・今宮）
- (21) 地域防災指導員
- (22) 民生委員・児童委員
- (23) 保護司
- (24) 悠容クラブ・老人クラブ及びふれあい・いきいきサロン
（今宮仲よし会・神戸1丁目壽会・神戸2丁目くすの木サロン会）
- (25) スポーツ推進委員
- (26) 緑化指導員
- (27) 花の会（神戸1丁目・今宮）
- (28) カップ富士
- (29) 郷土芸能保存団体（今宮火祭り保存会・神戸雨乞い芸能保存会・神戸荒神太鼓保存会）
- (30) 市職員まちづくり地区担当班
- (31) 市職員防災地区班

第2章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部会長 各部会から1名
- (4) まちづくり地区担当班長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

(役員を選任)

第8条 会長は、役員会において選出し、総会の承認を受ける。

- 2 副会長、会計、監事は、会長が推薦し、総会の承認を受ける。
- 3 部会長は、部会において選出し、総会の承認を受ける。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- (4) まちづくり地区担当班長は、地区住民と行政とを結ぶパイプ役となる。
- (5) 会計は、本会の出納に関する一切の業務を処理する。
- (6) 監事は、本会の会計事務を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役をおくことができる。

- 2 顧問及び相談役は、会長が役員の見解を聞いて委嘱する。本会の事業実施及び運営に関し必要な指導又は助言を行う。

第3章 部会

(部会)

第12条 本会に次の表の左欄に掲げる部会を置く。部会は、それぞれの右欄に掲げる団体等から構成する。また、必要に応じて部会を新たに設けることが出来る。

部 会	団 体 等
生涯学習推進部会	生涯学習推進会、健康推進員、スポーツ推進委員、青少年指導員、神戸小学校PTA、吉原北中学校PTA、神戸児童クラブ、校区子ども会世話人連合会
地域づくり推進部会	地域づくり推進会、カップ富士、郷土芸能保存団体（今宮火祭り保存会、神戸雨乞い芸能保存会、神戸荒神太鼓保存会）、緑化指導員、花の会（神戸1丁目・今宮）
安心・安全部会	交通安全協会神戸分会、交通安全指導員、消防団第6分団、私設消防隊（神戸・今宮）、防犯推進会、自主防災会（神戸1丁目・神戸2丁目・今宮）、地域防災指導員
福祉推進部会	福祉推進会、女性の会、民生委員・児童委員、男女共同参画推進員、悠容クラブ（老人クラブ）及びふれあい・いきいきサロン（今宮仲よし会・神戸1丁目壽会・神戸2丁目くすの木サロン会）、保護司

- 2 部会に、部会長1名、副部会長2名を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、部会において選出する。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第4章 会議

(総会)

第13条 総会は、本会の最高議決機関であり、役員及び構成団体等の代表者（本章において、以下「代表者」という。）をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎会計年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は全代表者の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
- 6 総会は、代表者の半数以上の出席又は委任状をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 7 総会は、次の事項を決議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関すること
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること
 - (3) 役員の承認に関すること
 - (4) 規約の改廃に関すること
 - (5) その他の重要事項
- 8 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 代表者の現在数及び出席者数（表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 9 災害等により集会形式の総会が開催できない場合、役員会の合議を経て、各議案の可否を表明する書面を部会及び構成団体の過半数の承認を以て議決とする。

(役員会)

第14条 役員会は、役員をもって構成し、会長が必要に応じて招集し議長となる。

- 2 役員会は、役員の半数以上の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

3 役員会は、次の事項を審議又は議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

(委員会)

第14条の2 会長は、必要に応じ、諮問機関として委員会を設置することができる。

(部会)

第15条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会の議長は、部会長がこれにあたる。

第5章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第17条 本会の事業計画及び予算は、総会の議決を経て定める。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第18条 本会の事業報告及び決算は、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第20条 この規約の変更は、総会の議決を得て行う。

第7章 雑則

(情報の公開)

第21条 本会の運営及び事業等に関する情報については、構成団体に対して積極的に公開するよう努めるものとする。

(附則)

この規約は、平成26年5月16日から施行する。

(附則)

この規約は、平成28年5月13日から施行する。

(附則)

この規約は、平成29年5月12日から施行する。

(附則)

この規約は、平成30年5月11日から施行する。

(附則)

この規約は、令和3年5月14日から施行する。